

こんなときには国保に届け出を

住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

国民健康保険は自動的に脱退されないので届け出が必要です。

町外に引っ越し場合や、勤め先の健康保険(社会保険等)に加入した場合でも、国民健康保険は自動的に脱退にはなりませんので、届け出が必要です。

次の理由が生じたときは、14日以内に届け出をしてください。

届け出をされないと、保険料が二重になったり、医療費が全額自己負担になるなど、被保険者に不利益になることがあります。

届け出が必要な場合

- ①町外に転出した
- ②社会保険など他の保険に入った・家族の保険の被扶養者になった
- ③生活保護の受給を開始した
- ④死亡した

届け出に必要なもの

- 国民健康保険証、以下の書類
- ②の場合…新しい保険証または健康保険資格取得証明書
 - ③の場合…生活保護開始決定通知書
 - ④の場合で葬祭費の申請をするとき…葬儀を行ったことと喪主の氏名が確認できるもの(会葬礼状ハガキなど)、喪主名義の口座が確認できるもの

まちおこし奨励

まちづくり推進課 企画調整グループ ☎ 27-3179

町内の団体やサークルなどが自主的、主体的に取り組む事業に係る費用の一部を助成しています。

対象事業

- ①まちおこし事業
- ②人材育成事業
- ③特産品開発事業
- ④文化活動
- ⑤地域活動
- ⑥その他まちおこしと認めた事業

※団体の経常的運営費、営利を目的とするもの、入場料を徴収するもの、事業費が5万円未満のものは対象にならない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

対象者

団体・サークル

補助金額

補助対象経費の3分の2以内
(1事業の上限は30万円)

募集期間

12月29日(金)まで

コミュニティ活動補助

コミュニティ運動推進協議会事務局 ☎ 27-3179
(まちづくり推進課 企画調整グループ内)

地域文化の育成や環境美化活動に係る費用の一部を助成しています。

地域花壇づくり活動助成事業

▷他のモデルとなることが期待できる花壇の管理費を助成します。

対象者 自治会・町内の団体

対象金額 沿道の花壇施設費…面積が5㎡以上10㎡未満は1万5千円、10㎡以上は2万円
花壇の管理費…1団体の上限7千円(予算の範囲内で助成)

募集期間 11月30日(木)まで

フラワーマスター育成事業

▷フラワーマスター認定講習会受講に係る旅行費用等を支給します。

対象者 町民

対象金額 講習会受講旅費(実費分)

募集期間 11月30日(木)まで

空き缶拾い活動奨励事業

▷空き缶拾い活動に対して助成します。

対象者 団体(15人以上)

対象金額 年3千円以内

募集期間 11月30日(木)まで

個性的文化活動奨励事業

▷町内の団体、サークルなどが自主的・主体的に取り組む事業に対して補助します。

対象者 町民(10人以上)

対象金額 開放的で個性的な文化活動の初期投資経費として1回に限り上限3万円(予算の範囲内で助成)

募集期間 11月30日(木)まで

認知症カフェ運営事業補助金

住民課 福祉グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

認知症高齢者および支える家族の負担軽減を目的にした集いの場となる認知症カフェの運営を推進します。

補助対象となる団体

- (1)町内に所在する医療法人、社会福祉法人、NPO法人、法人格をもたないその他の団体で、認知症に関する活動実績があるか、または継続的な活動を行うことが見込まれる団体
- (2)認知症ケアの経験がある専門職(看護師、介護福祉士等)の有資格者1人以上の人員確保が可能な団体
- (3)認知症カフェを現に開催している団体または補助金の交付の申請をした日から1カ月以内に開催が可能な団体
- (4)おおむね2カ月に1回(2時間程度)以上の頻度で事業を実施できる団体
- (5)認知症カフェの目的を理解し事業を実施できること
- (6)認知症カフェの参加者の安心および安全が確保できること

(7)政治活動または宗教活動を主たる目的とする団体でないこと

(8)営利を目的とする団体または特定の団体、若しくは個人のための利益に寄与する団体でないこと

(9)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項の掲げる暴力団およびそれらの利益となる活動を行う団体でないこと

補助対象経費

報償費、需用費、役務費、備品購入費、使用料及び賃借料

補助金額

認知症カフェ1カ所につき上限15万円/年
※補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とし、予算の範囲内で交付

地域介護予防活動支援事業補助金

住民課 福祉グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

高齢者等の社会的孤立の解消、心身の健康保持、要介護状態の予防、地域の支えあい体制を推進します。

補助対象団体

住民組織、NPO法人、ボランティア団体

補助対象事業

団体等が高齢者を対象とする自主的な通いの場に資する地域介護予防活動であり、次に掲げるすべての要件を満たすもの

①交付対象活動が次のいずれかに該当すること

ア：運動機能の向上に資する活動

イ：口腔機能の向上に資する活動

ウ：認知機能の低下予防に資する活動

エ：栄養改善に資する活動

オ：その他介護予防に関し、町長が適当と認めた活動

②1回当たりの実施時間がおおむね1時間以上で月2回以上実施すること

③平均参加者数が5人以上であること

④交付対象活動を3カ月以上継続して実施すること

⑤参加者は町内に住所を有するおおむね65歳以上の方で構成されていること

交付対象経費

- ・講師謝金
- ・光熱費
- ・会場借上料
- ・介護予防機器器具の賃借料など

補助金額

上限12万円

申請期限

令和6年3月29日(金)まで

住宅関係の補助制度

建設課 都市施設グループ ☎ 27-2325

地震対策と地球温暖化防止のための住まいの整備にかかる費用の一部を補助します。

①既存住宅耐震改修費補助

補助対象

昭和56年5月31日以前に着工した耐震性能評点1.0未満の住宅の耐震改修工事

補助金額 上限30万円

②住宅太陽光発電システム設置補助

補助対象

- 発電余剰電力の売買契約ができる、または発電電力をすべて自家使用とする 10kw未満の太陽光発電システムの設置
- 既存の太陽光発電システムに付加して蓄電池設備を設置
- 10kw未満の太陽光発電システムと蓄電池両方を設置する場合(未使用品に限る)

※令和5年4月1日以降の設置かつ令和5年度内に工事が完了し電力会社との電力需給が開始できるシステムであること

補助金額 設置工事費の30%

- 限度額30万円
- 限度額50万円
- 限度額80万円

※北海道が実施する共同購入事業の併用可能

③ペレットストーブ等購入費補助

補助対象

住宅に設置する木質ペレットやまき等を燃料として、本体材質が鉄鈹や中鋼板と同等かそれ以上の耐久性を有する暖房器具の購入

補助金額

- ・町内で購入
本体購入価格の2分の1(限度額15万円)
- ・町外で購入
本体購入価格の2分の1(限度額10万円)

④住宅リフォーム推進補助

補助対象

補助制度①～③の工事等と併せて実施する住宅の改修または模様替えの工事
※住宅リフォームだけでは該当になりません
※併用する工事によって限度額が変わります

補助金額 リフォーム費用の5分の1

①の工事と併用:限度額45万円

②③の工事と併用:限度額30万円

⑤住宅用LED照明器具等購入補助

補助対象

住宅用のLED電球、蛍光灯型LEDランプ、LED照明器具の購入および取り付け費用(町内の商店等からの購入限定で、世帯で1回のみ)
※平成25年から27年に申請した方も対象

補助金額 本体購入価格の3分の2

※限度額4万円

①～⑤ 共通補助要件

- ・町税の滞納がない方が対象です。
- ・町内の住宅(併用住宅の場合住宅部分に限る)に施工・設置する場合があります。
- ・募集期間は令和6年3月22日(金)まで。ただし、募集は予算の範囲内で行うため、先着順です。予算の範囲を超えた時点で補助事業は終了となります。

指定管理者の変更

住民課 福祉グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

4月1日から福祉分野の指定管理者が一部変わりました。

施設名	指定管理者
厚南老人デイサービスセンター	社会福祉法人北海道厚真福祉会(継続)
高齢者グループホームやわらぎ	株式会社エムリンク札幌(新規)
小規模多機能ホームほんごう	
高齢者生活福祉センターともいき荘	

新たに既存の施設で障がい児の方が学習支援や創作活動などの支援を受けられる通所型の放課後等デイサービスも合わせて実施します。詳細は、住民課福祉グループにお問い合わせください。

特定空き家解体費の補助

建設課 都市施設グループ ☎ 27-2325

特定空き家の解体に係る経費の一部を補助します。

対象

所有関係が明確な町内にある特定空き家を、所有者等が解体事業者に請け負わせて解体する工事
※特定空き家とは適切に管理されていない空き家で町長が認めたもの

補助内容

- ・限度額
住宅…120万円
住宅以外…60万円
- ※火災などの特別な事情があれば、住宅に30万円、住宅以外に10万円を加算

工事対象期間

6月29日(金)まで

空き家等利活用資金の助成・貸付

建設課 都市施設グループ ☎ 27-2325

空き家住宅の取得、改修(改築含む)、宅地の取得に係る経費の助成または貸付を行います。

対象 市街化調整区域と都市計画区域外にある空き家住宅を取得・改修などを行い10年以上居住する方

対象

金融機関の融資を活用する方

内容


- (1)借入により発生する利息(保証料を除く)に対して1%を上限として10年間助成する
※500万円までの借入に発生する利子が対象
- (2)10年間居住した場合、借入額の2分の1を補助する
※補助額上限250万円
※(1)と(2)を合わせた助成の上限は借入額の2分の1

対象

やむを得ず金融機関の融資を受けられない方

内容

- (1)上限500万円とする融資を行う
※償還期間20年以内、貸付利子年0.5%
- (2)10年間居住した場合、借入額の2分の1の償還を免除する
※免除額上限250万円

 空き家の適切な維持管理をお願いします

適切な維持管理が行われず放置されている空き家が原因で近隣や通行人に損害を与えた場合、その責任を問われることもあります。

土地・家屋などの固定資産税評価額の縦覧

住民課 税務グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

固定資産の評価額が適正かを確認するために令和5年度の土地・家屋価格等縦覧簿を見ることができます。

縦覧期間

5月31日(水)まで

縦覧場所

住民課 税務グループ

縦覧できる方

固定資産税(土地・家屋)の納税者

縦覧内容

町内の土地の所在地番、地目、地積、評価額、家屋の所在地番、種類、床面積、評価額など

持ち物

本人確認書類(運転免許証、保険証など)
※代理人は、納税者の委任状を持参ください。

弁護士による無料法律相談会

総務課 総務人事グループ ☎ 27-2322

厚真町と安平町で、札幌弁護士会地域司法対策委員会による「無料法律相談会」を開催します。

開催日	開催場所	
	午前 10時30分～12時	午後 1時30分～3時
4月24日(月)	追 分	厚 真
5月8日(月)	厚 真	早 来
5月22日(月)	早 来	上厚真
6月5日(月)	厚 真	追 分
6月19日(月)	早 来	厚 真
7月3日(月)	厚 真	早 来
7月18日(火)	追 分	上厚真
7月31日(月)	厚 真	早 来
8月14日(月)	早 来	厚 真
8月28日(月)	厚 真	追 分
9月11日(月)	早 来	厚 真
9月25日(月)	厚 真	早 来

○相談料は無料です

※実際に依頼する場合の弁護士費用は、相談弁護士にお問い合わせください。

○相談される場合は、事前に予約してください

※相談当日、直接会場にお越しいただいても、先約があってお待ちいただく場合や受けられない場合もありますのでご了承ください。

会場のご案内

厚 真 ▷ 総合福祉センター
京町165-1

上厚真 ▷ 上厚真支所
上厚真219-1

早 来 ▷ 安平町保健センター
安平町早来大町95

追 分 ▷ 安平町ぬくもりセンター
安平町追分中央1-40

ハスカップ苗木販売

産業経済課 農業グループ ☎ 27-2419

J Aハスカップ部会の会員しか購入できなかったハスカップの苗木を、町民限定で販売します。

販売する苗木

ゆうしげ…非常に甘味が強い
あつまみらい…甘味と酸味のバランスが絶妙なさわやかな味わい
※いずれも町内でのみ栽培可能な種苗登録品種

禁止事項

- ・苗木の譲渡や町外への持ち出しと植え付け
- ・苗木の増殖（町内外を問わず）

苗木の販売期間

4月～6月上旬と9月～10月の年2回

販売価格

- ・小苗木 2,398円
(ポットの直径約15cm、高さ20cm～30cm：4～5年木)
 - ・大苗木 3,553円
(ポットの直径約18cm、高さ30cm～50cm：5～7年木)
- ※価格は消費税と資材手数料込み

申し込み・問い合わせ

購入希望者は電話でお申し込みください
厚真町ハスカップ部会事務局 ☎ 27-2692
(J Aとまこまい広域農産部そ菜園芸課内)